平成２６年（フ）第２３４号
埼玉県朝霞市朝志ケ丘４丁目11番１号　玉川ハイツ101
債務者　小峰万里亜（旧姓石橋）
１　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２３９号
埼玉県朝霞市溝沼４丁目９番30号　朝霞台リッツ103号、旧住所埼玉県朝霞市浜崎２丁目６番12号　サンテック朝霞台105
債務者　玉田　篤史
１　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２４２号
さいたま市大宮区吉敷町１丁目22番地１701号
債務者　関　　智行
１　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１０７号
埼玉県三郷市鷹野５丁目260番地４　第一コーポ野本203号、旧住所埼玉県三郷市東町370番地１　三郷マンション504号
債務者　武内　和也
１　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１２２号
埼玉県越谷市千間台東１丁目６番地６　グランメゾン101
債務者　榊原　珠里（旧姓加賀美）
１　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１３４号
埼玉県越谷市西方１丁目3437番地８
債務者　西山　和男
１　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１２９号
埼玉県狭山市大字北入曽369番地の９　カーサ木村102、前住所埼玉県川越市大字下広谷328番地１　彩の小江戸
債務者　粕谷　清二
１　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１４３号
埼玉県入間市大字扇町屋1226番地２　県住向原５―101
債務者　矢部きよ子
１　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１４５号
埼玉県所沢市小手指町３丁目17番地　小手指ハイツＮ―512
債務者　高橋　和之
１　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１４５号
大阪府羽曳野市恵我之荘５丁目７番２号
債務者　平岡三根子こと　蔡　三根子
１　決定年月日時　平成26年４月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１５６号
大阪府河内長野市向野町769番地５―604号
債務者　辻之上有美
１　決定年月日時　平成26年４月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１８１号
大阪府松原市東新町４丁目９番11―217号
債務者　河野　　克
１　決定年月日時　平成26年４月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１９１号
大阪府羽曳野市羽曳が丘西１丁目２番16号
債務者　矢寺美智代
１　決定年月日時　平成26年４月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５９号
沖縄県浦添市牧港４丁目１番５―401号　牧港団地
債務者　親富祖　裕
１　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第６０号
沖縄県浦添市牧港４丁目１番５―401号　牧港団地
債務者　親富祖知子（旧姓上地）
１　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第３号
北海道士別市大通北９丁目80番地13
債務者　津田　裕子（旧姓佐藤・鈴木）
１　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２６年（フ）第１０号
山形県酒田市千日町17番３号
債務者　時田　誠一
１　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
山形地方裁判所酒田支部